

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第208回国会】令和4年3月11日（金）、第5回の委員会が開かれました。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

・後藤厚生労働大臣、古賀厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）今枝宗一郎君（自民）、阿部知子君（立民）、井坂信彦君（立民）、吉田統彦君（立民）、池下卓君（維新）、吉田とも代君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

今枝宗一郎君（自民）

- (1) 雇用調整助成金の特例措置の業況特例について7月以降も現在の水準を維持する必要性
- (2) コロナ禍において休業を繰り返さざるを得ない状況が継続している飲食業や旅行・宿泊業、運輸・交通業等の産業そのものを支える支援策の検討を厚生労働省から各所管省庁に呼びかける必要性
- (3) 小学校休業等対応助成金について企業経営者と接する機会が多い地域の金融機関から周知を行うべきとの意見に対する厚生労働省の見解
- (4) 雇用保険の国庫負担関係
 - ア 昨年一般会計から失業等給付の積立金に繰り入れられた金額及び失業等給付の国庫負担割合を本則に戻した場合の1年間の国庫負担額
 - イ 雇用保険の育児休業給付の国庫負担割合を本則の10/100とする暫定措置を令和6年度まで延長したことについて本則に戻す検討を早急に進める必要性

阿部知子君（立民）

- (1) 先般の旧優生保護法に関する賠償請求事件に対する大阪高裁判決において除斥期間の適用が著しく正義・公平を欠くとの指摘がなされたことに対する厚生労働大臣の見解
- (2) 雇用保険の求職者給付の新しい国庫負担の仕組み関係
 - ア 雇用調整助成金等の支給に充てるため失業等給付の積立金から二事業へ貸し出すという本来独立した会計区分を超える仕組みを設けた理由
 - イ 二事業から失業等給付の積立金への借入金の返済の見通し
 - ウ 国庫負担割合の本則が条件によって1/4と1/40に分かれていることに関し過去に国庫負担割合の本則に条件が付された例の有無
 - エ 他の給付の国庫負担割合も改正により引き下げられることとなり本則が消滅するおそれがあることに対する厚生労働大臣の見解
 - オ 一般会計からの繰入れに関し予算を全力で確保してくることについての厚生労働大臣の覚悟
- (3) 小学校休業等対応助成金・支援金の周知に関する取組に関する文部科学省と厚生労働省の共有状況
- (4) フリーランスの女性と雇用関係にある女性の出産・育児の際の所得差の実態を調査する必要性

井坂信彦君（立民）

- (1) 雇用保険の求職者給付の新しい国庫負担の仕組み関係
 - ア 新しい国庫負担の仕組みが三つの措置の組合せにより給付の内容や水準を維持することを前提としたものであり引下げを意図したものではないことの確認
 - イ 1/4の国庫負担割合でも対応できないほどの財政悪化を1/4に戻さない理由とすることの妥当性

ウ 新たな国庫繰入制度関係

- a 本会議での「失業の発生に対する国の責任を継続的に果たす」との厚生労働大臣の答弁は本制度により国の責任を果たしていく意図であることの確認
- b 雇用保険部会報告に記載されている繰入れの要件や当該要件に該当する場合の部会への報告等の具体的内容
- c 雇用保険部会報告の内容を尊重して制度の運用や部会への報告等を行う必要性
- d 繰入れの実施に係る方針や要件を労働政策審議会の意見を聴きながら政令に規定する必要性
- e 雇用保険法第72条で労働政策審議会の意見を聴かなければならないこととされている「重要事項」には雇用保険財政の悪化が含まれることの確認
- f 労働政策審議会の意見を聴きながら雇用保険法第72条の「重要事項」の解釈についての通知を出す必要性
- g 雇用保険法第72条で労働政策審議会の意見を聴かなければならないこととされている「重要事項」には繰入れを実施するか否かの判断が含まれることの確認
- h 全委員の3分の1に達しない場合でも一部の委員から労働政策審議会の開催要求があれば開催を検討する必要性

(2) 各地域における雇用の受入先の開拓や雇用機会の創出に向けた厚生労働省の取組及び予算の確保状況

吉田統彦君（立民）

(1) 求人メディア等による募集情報等の的確表示関係

- ア 正規雇用だと表示しながら実際にはパートの募集だった場合の取扱い
- イ 虚偽の募集について募集情報等提供事業者之苦情を申し立てても改善されない場合には労働局に相談すれば指導が行われることの確認
- ウ 募集情報の掲載後に労働条件の変更があった場合において変更前の情報に基づいて応募してきた求職者に対し労働条件変更を明示すべき時点
- エ 求職者から電話やメール等で応募の意思表示があった時点が求職者から求人者に対して最初に接触のあった時点であることの確認
- オ 求職者から求人者に対して最初に接触のあった時点で労働条件変更の明示をせずにそのまま労働契約締結に到った場合における求人者に対する行政処分の有無及び罰則規定が存在することの確認
- カ 求職者保護の観点から募集の時点での労働条件明示や変更があった場合における変更明示を義務付ける必要性
- キ 募集情報等提供事業者等に対して義務付ける募集情報について正確かつ最新に保つための措置の具体的内容
- ク 募集情報を正確かつ最新に保つための措置を義務付けることによる効果
- ケ 求人情報の掲載中に労働条件が変わった場合には募集情報等提供事業者における求人情報も変更されることの確認

(2) 特定募集情報等提供事業者の届出関係

- ア 募集情報等提供事業者のうち求職者情報を収集する事業者について新たに届出制を設けた理由
- イ 未だ実態が明らかになっていない中で特定募集情報等提供事業者に対して届出義務を周知していく方策
- ウ 届出制により把握した内容を労働政策審議会に報告して必要な議論を行うことの確認
- エ 求職者保護に欠けるような実態が明らかになった場合には規制の在り方について再度検討する必要性

(3) 職業紹介事業と募集情報等提供事業の境界線関係

- ア AIによる求人と求職者のマッチング機能の発展に伴い許可が必要な職業紹介事業とリコメンド

機能の境界線の考え方及び実態を把握する必要性

- イ AIによるリコメンド機能と職業紹介の境界線を明確化しなくては予測可能性を損ない事業者側に委縮が生まれると同時に求職者保護に欠ける事態となる可能性についての厚生労働大臣の見解
- ウ AIによるリコメンド機能によりアンコンシャスバイアスが助長される可能性がある懸念から厚生労働省が先んじて検討を行った上で民間に知見を提供する必要性

池下卓君（維新）

(1) 職業安定法の改正関係

- ア どの事業者が適正なサービスを提供しているか利用者に分かるよう募集情報の適正性を確保している事業者に認証マークを付けるなどの仕組みを導入する必要性
- イ 業界のガイドラインなどを活用してどの事業者が適正なサービスを提供しているかを見えるようにする必要性についての厚生労働大臣の見解

(2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金関係

- ア 雇用保険被保険者でない労働者も支給対象になるが青色事業専従者は支給対象にならないとの懸念を踏まえた支給対象になる労働者の定義についての見解
- イ 青色事業専従者の労働者性を示すための相談場所及び必要な資料

(3) 令和6年度までに育児休業給付の財源がマイナスになった場合の対応方針、育児休業給付及びその財源の在り方についての検討規定における「必要があると認めるとき」及び「所要の措置」の具体的な内容並びに令和7年度以降も育児休業給付が継続的に実施されるための対応方針

吉田とも代君（維新）

(1) 子どもへの新型コロナワクチン接種関係

- ア 5歳から11歳までの子どもの感染予防効果及び入院予防効果が約1か月半で著しく低下したとするアメリカでの調査結果の受け止め及びこの結果を踏まえた子どもへのワクチン接種の方針
- イ 副反応により登校できなくなった5歳から11歳までの子どもが1割以上いたとするアメリカでの調査結果の受け止め

(2) 約36%という令和2年度の失業者に占める雇用保険受給者比率に対する政府の問題認識

(3) 求職者支援制度関係

- ア 平成23年の制度創設時における求職者支援訓練の受講者の見込み数及び職業訓練受講給付金を月額10万円とした根拠
- イ 求職者支援訓練の令和3年度の受講者数を5万人とする目標に対して令和2年度の実績は約2.4万人にとどまっていることについての認識及び受講者数増加に向けた今後の方針

田中健君（国民）

職業安定法の改正関係

- ア 特定募集情報等提供事業者として届出を行う事業者の見込み数
- イ アグリゲーター、キャリアSNS等の新形態の雇用仲介サービスの募集情報等提供事業者への該当性
- ウ 給料、待遇等の条件を示さずやりがい等でマッチングを行うSNS等の雇用仲介サービスの募集情報等提供事業者への該当性及び本改正案による的確表示の義務付けの実効性
- エ 海外の事業者について特定募集情報等提供事業者として届出や報告の対象となるサービスの範囲
- オ 膨大な件数の情報を扱う募集情報等提供事業者に的確表示を義務付けることの実効性担保のための方策

- カ 苦情の適切かつ迅速な処理の義務付け関係
 - a 募集情報等提供事業者に求められる対応の具体的内容
 - b 求職者保護のために募集情報等提供事業者に一步進んだ対応を義務付ける必要性
- キ 個人情報保護法や電気通信事業法に加えて本改正案により職業安定法に基づいて課される個人情報保護に関する規制の具体的内容
- ク 本改正案の施行に向けた厚生労働大臣の意気込み及び質疑の感想

宮本徹君（共産）

- (1) 求人サイトにおいて基本賃金額について残業代等を除いた所定労働時間に相当する賃金額の表示を義務付ける必要性
- (2) これまでに労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会長から厚生労働省に対する丁寧な会議運営を行うべきとの意見が提出された事例の有無
- (3) 雇用保険の国庫負担を本則に戻さないことが令和2年改正の際の附帯決議に反する可能性
- (4) 雇用保険の基本手当の水準関係
 - ア コロナ禍における雇用調整助成金の助成率や日額上限の引上げは従来水準では生活保障に欠けるという認識に起因するものであるかの確認及び日額上限の引上げによる具体的な効果
 - イ 現在の基本手当の水準は生活保障の水準として不十分との指摘に対する厚生労働大臣の見解及びコロナ禍の国民の声を踏まえ水準を見直す必要性
 - ウ 平成19年度から令和2年度までの負担割合を1/4として計算した国庫負担額と実際の国庫負担額との差の合計額
 - エ 令和2年度の国庫負担割合を1/4として実際の国庫負担額との差額を基本手当の増額に均等に当てた場合における受給者1人1月当たりの増加額
 - オ 基本手当の水準が高いことによるメリット
- (5) 財政制度等審議会の「令和4年度予算の編成等に関する建議」（令和3年12月3日）における公助についての考え方に対する厚生労働大臣の見解

仁木博文君（有志）

- (1) 雇用保険法改正関係
 - ア 雇用保険の求職者給付の国庫負担割合1/4を適用する要件となる基本手当の受給者実人員70万人の数字を変更する可能性の有無
 - イ コロナ禍の長期化やウクライナ情勢による景気の下振れが雇用保険財政に与える影響
 - ウ 天変地異、自然災害、世界的な状況を想定しながら労働政策審議会において議論を行う必要性
- (2) 5歳から11歳の子どもに対する新型コロナワクチン接種に関する臨床研究を国が主導していく必要性

2 東日本大震災11周年に当たり、亡くなられた方々に対し、黙祷をささげました。

3 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

- ・山井和則君外2名（立民、国民、有志）提出の修正案について、提出者山井和則君（立民）から趣旨説明を聴取しました。